

令和6年1月1日からの能登半島地震により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社
代表取締役社長 南部 剛史

令和6年1月1日からの能登半島地震により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和6年1月1日からの地震にかかる災害等（災害のおそれを含む）により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」（継続手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

【新潟県】

新潟市
長岡市
三条市
柏崎市
加茂市
見附市
燕市
糸魚川市
妙高市
五泉市
上越市
佐渡市
南魚沼市
三島郡出雲崎町

【富山県】

富山市
高岡市
氷見市
滑川市
黒部市
砺波市
小矢部市

南砺市
射水市
中新川郡舟橋村
中新川郡上市町
中新川郡立山町
下新川郡朝日町

【石川県】

金沢市
七尾市
小松市
輪島市
珠洲市
加賀市
羽咋市
かほく市
白山市
能美市
河北郡津幡町
河北郡内灘町
羽咋郡志賀町
羽咋郡宝達志水町
鹿島郡中能登町
鳳珠郡穴水町
鳳珠郡能登町

【福井県】

福井市
あわら市
坂井市

(内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

■特例措置

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者・被保険者の契約について、
保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

お問い合わせはこちらまで

- 「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

- 「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)